

令和 5 年 11 月 15 日

第 15 回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項

第 15 回租税教育推進関係省庁等協議会総会において、文部科学省、総務省、国税庁等は下記の事項について協議を行い、合意確認した事項について、連携・協調して関係機関等に周知・伝達することを確認する。

記

1 学習指導要領の着実な実施

租税に関する指導内容（意義、役割、納税の義務等）を明記した小学校・中学校・高等学校の学習指導要領の着実な実施を引き続き図る。

学習指導要領が改訂され、小学校は令和 2 年 4 月、中学校は令和 3 年 4 月から実施、高等学校は令和 4 年 4 月から年次進行により、段階的に実施されているところである。これらの学習指導要領の趣旨の周知等を行い、着実な実施を図る。

2 「租税教育の充実」についての一層の周知徹底等

租税教育の充実について、各省庁から学校等関係機関（教員等の研修施設を含む。）、地方自治体及び国税局（所）・税務署の各関係機関に対し、引き続き、周知徹底を図る。

3 租税教育の充実に向けた具体的取組

- ① 主権者教育の重要性に鑑み、関係機関（財務局、選挙管理委員会、年金事務所等）と連携・協働を積極的に図り、社会科・公民科のみならず、関係する教科等においても、租税教育など社会との接点に関わる教育を重視し、高校生等の社会参画に係る実践力を育成するための取組を引き続き推進する。
- ② 児童生徒の日常の社会生活と関連付けながら具体的な事柄を取り上げ、財政及び租税の意義や役割など、自立した主体としてよりよい社会の形成に参画するために必要な知識及び技能を習得するとともに、それらを活用し考察するなど、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進する。
- ③ 租税教育の事例集（租税教育推進関係省庁等協議会作成）について、教員等に対する意識啓発を図るため、引き続き、教育委員会等に効果的な周知及び配布を行い、各地域や学校における活用を促す。

なお、事例集の周知及び配布後における活用状況等の情報共有を図り、必要に応じて改訂を行う。

また、改訂に当たっては、各省庁等が連携・協働し、事例の収集等を行う。

④ 教員等に対する税の啓発活動を支援するため、租税教育推進協議会を中心として、各地域で開催している教員等向けの研修会等に対して、租税教育に関する情報について提供するほか、機会を捉えて講師派遣を行う。

⑤ G I G Aスクール構想に基づく I C T環境の整備に合わせ、租税教育に関する教育コンテンツ等の活用や I C T端末を活用した租税教室など、 I C Tを活用した租税教育を推進する。

また、租税教育に関する教育コンテンツの活用方法や実施した取組事例等については、各省庁等のホームページなどにおいて、これらの周知を図る。

⑥ 教員、税の専門家、各地域の税に関係する民間団体等及び関係機関等との一層の連携・協働による租税教育の取組（出前授業（租税教室）及び講演会への講師派遣並びに「税を考える週間」（11月11日～17日）における各種行事など）を推進する。

なお、各施策の実施に当たっては、各地域の租税教育推進協議会、民間団体等及び関係機関等が連携・協働して、税に関する授業等の状況や各団体の活動状況の把握に努めるとともに、情報・認識を共有して効果的・効率的な取組となるよう配慮する。

文部科学省	総括審議官
総務省	官房審議官
国税庁	次長